

令和 5 年 5 月 臨時会

河合町議会 会議録

令和 5 年 5 月 12 日 開会

河合町議会

令和5年第3回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

| | |
|-----------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| 第 1 号（5月12日） | |
| ○議事日程 | 4 |
| ○本日の会議に付した事件 | 5 |
| ○出席議員 | 5 |
| ○欠席議員 | 5 |
| ○出席説明員 | 5 |
| ○欠席説明員 | 6 |
| ○議会事務局出席者 | 6 |
| ○開会の宣告 | 7 |
| ○開議の宣告 | 7 |
| ○町長のあいさつ | 7 |
| ○仮議席の指定 | 8 |
| ○議長の選挙 | 8 |
| ○議席の指定 | 10 |
| ○会議録署名議員の指名 | 10 |
| ○会期の決定 | 11 |
| ○副議長の選挙 | 11 |
| ○各常任委員会の委員の選任 | 13 |
| ○議会運営委員会の委員の選任 | 14 |
| ○静香苑環境施設組合議会議員の選出 | 15 |
| ○まほろば環境衛生組合議会議員の選出 | 16 |
| ○山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について | 17 |
| ○付議事件の一括提案理由の説明 | 18 |
| ○議案第26号の質疑、討論、採決 | 21 |
| ○議案第27号の質疑、討論、採決 | 26 |

| | |
|-------------------|----|
| ○議案第28号の質疑、討論、採決 | 30 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決 | 30 |
| ○承認第2号の質疑、討論、採決 | 35 |
| ○承認第3号の質疑、討論、採決 | 38 |
| ○承認第4号の質疑、討論、採決 | 38 |
| ○承認第5号の質疑、討論、採決 | 39 |
| ○承認第6号の質疑、討論、採決 | 40 |
| ○承認第7号の質疑、討論、採決 | 41 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査 | 41 |
| ○閉会の宣告 | 42 |
| ○署名議員 | 43 |

河合町告示第20号

令和5年第3回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5年 5月 2日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 5年 5月 12日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第26号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第27号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定について

議案第28号 河合町税条例の一部改正について

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町一般会計補正予算)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度河合町一般会計補正予算)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町介護保険条例の一部改正)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)
- 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

令和 5 年 5 月 1 2 日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第3回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年5月12日（金）午前10時00分開会

午後 0時18分閉会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 常任委員会の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 静香苑環境施設組合議会の議員の選出
- 日程第10 まほろば環境衛生組合議会議員の選出
- 日程第11 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 日程第12 議案第26号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第27号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第28号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第15 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第17 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第18 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町介護保険条例の一部改正)

日程第 19 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

日程第 20 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町税条例の一部改正)

日程第 21 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

追加日程第 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 21 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員 (13名)

1 番 杵 本 貴 司

2 番 常 盤 繁 範

3 番 梅 野 美智代

4 番 佐 藤 利 治

5 番 中 山 義 英

6 番 坂 本 博 道

7 番 長谷川 伸 一

8 番 杵 本 光 清

9 番 大 西 孝 幸

10 番 馬 場 千恵子

11 番 岡 田 康 則

12 番 疋 田 俊 文

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 森 川 喜 之 教 育 長 清 原 正 泰

企 画 部 長 森 嶋 雅 也 総 務 部 長 上 村 卓 也

福 祉 部 長 浮 島 龍 幸 環 境 部 長 石 田 英 毅

まちづくり推進部長 福 辻 照 弘 総 務 部 次 長 小 野 雄 一 郎

福 祉 部 次 長 佐 藤 桂 三 教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 中 尾 勝 人

| | | | |
|-------------|---------|------------------|---------|
| 財 政 課 長 | 新 井 俊 洋 | 税 務 課 長 | 松 本 武 彦 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 古 谷 真 孝 | 子 育 て 支 援 課 長 | 明 平 直 美 |
| 福 祉 政 策 課 長 | 浦 達 三 | 環 境 対 策 課 長 | 内 野 悦 規 |
| 環 境 整 備 課 長 | 松 村 豊 範 | ま ち づ くり 推 進 課 長 | 杵 本 幸 史 |

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 局 長 心 得 | 高 根 亜 紀 | 主 事 | 平 井 貴 之 |
|---------|---------|-----|---------|

開会 午前10時00分

○局長（高根亜紀） 失礼します。去る4月23日執行の河合町長及び議会議員選挙におきまして、森川町長、また議員各位におかれましてはご当選誠におめでとうございます。

さて、本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で一番年長の方が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長者であります疋田俊文議員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。疋田俊文議員、議長席に着席願います。

○議長（疋田俊文） 地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行う疋田俊文でございます。どうぞよろしく申し上げます。

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第20号をもって令和5年第3回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
よって、令和5年第3回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上お願いします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日、第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご臨席を賜り、真にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

5月1日から町長に就任をいたしました、森川でございます。私は、今回の選挙で今河合町が一番に取り組まなければならないことは「財政再建」であると考えています。これに取り組んでいく上で山積する課題については、住民の皆様や議員の皆様と積極的な議論を重ね、1つずつ解決し、先ずは、財源を確保することが最重要だと考えています。その財源を基に福祉や教育環境を充実させ、私たちの河合町を若者と、高齢者、現役世代が共に楽しく暮らせるまちに変えていきたいと考えております。なお、来月の6月議会定例議会では、私の所信表明としての思いを、もう少し具体的にお話しをさせて頂きたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いをいたします。さて、本日は、議案第26号から第28号までの3議案、承認第1号から第7号までの7承認の、合計10案件を提出させていただいております。後ほど、議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。真にありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

◎仮議席の指定

○議長（疋田俊文） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、只今着席の席といたします。

◎議長の選挙

○議長（疋田俊文） 日程第2、議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦もしくは投票によって決定する事になりました。今回、立候補の表明がありましたので表明された議員は仮議席番号6番、坂本博道議員、仮議席番号12番、疋田俊文議員であります。

従いまして、選挙の方法は指名推薦ではなく、投票による選挙を行いたいと思います。尚、地方自治法第118条の規定により、立候補しなかった議員に投票することも可能になっ

ておりますので、ご理解願いたいと思います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(疋田俊文) 只今の出席議員は、12人でございます。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に梅野美智代議員、杵本光清議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。記入は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

○議長(疋田俊文) 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(疋田俊文) 異状なしと認めます。

これより投票にうつります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、一番杵本貴司議員から順次投票願います。白票は無効であります。

それでは、投票をお願いします。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票もれはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これより開票いたします。梅野美智代議員、杵本光清議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(疋田俊文) それでは投票の結果を報告します。

投票総数は12票です。有効投票は10票、無効投票は2票です。

有効投票のうち坂本議員、2票。疋田議員、8票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、2.5票です。

したがって疋田俊文議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました疋田俊文議員が議場におられますので、会議規則第32条2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

○議長(疋田俊文) それでは、議長就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

今、投票によって議長に選んでいただきまことにありがとうございます。議長としては、住民の皆さん、議員の皆さん、理事者の皆さんのパイプ役として邁進して参りたいと思います。

第2点には、河合町の財政を理事者側の切磋琢磨に議論して良い報告に向けたいと思います。最後に、私はまだまだ未熟でございますのでどうか皆さんのご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、甚だ簡単ですが挨拶いたします。どうもありがとうございました。

暫時休憩します。10分間休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時27分

○議長(疋田俊文) 再開いたします。

◎議席の指定

○議長(疋田俊文) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

現在着席いただいております仮議席を本議席と指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(疋田俊文) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、指名します。
よって署名議員には、1番杵本貴司議員、2番常盤繁範議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

臨時会ですので会期は、本日1日限りといたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（疋田俊文） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定で、指名推薦もしくは投票によって決定する事となっておりますが、選挙の方法はどのようにいたしましょうか

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（疋田俊文） 投票との発言でございますので、選挙の方法は投票によって行いたいと思います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） 只今の出席議員は、12人です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に梅野美智代議員、杵本光清議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(足田俊文) 記入は単記無記名でございます。投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(「ありません」という者あり)

○議長(足田俊文) 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(足田俊文) 異状なしと認めます。

これより投票にうつります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、一番杓本貴司議員から順次投票お願いいたします。尚、白票は無効であります。

それでは、投票をお願いします。

(投票)

○議長(足田俊文) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これより開票いたします。梅野美智代議員、杓本光清議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(足田俊文) それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。有効投票8票、無効投票は4票です。

有効投票のうち梅野議員、5票。馬場議員、3票です。

以上のとおり、この選挙は地方自治法の規定により有効です。

したがって梅野議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました梅野議員が議場におられますので、会議規則第32条2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

○議長(足田俊文) それでは梅野議員、副議長就任の挨拶を登壇の上願います。

○副議長(梅野美智代) 改めましておはようございます。この度は、多くの住民の方の信任を受け2期目の当選を無事させていただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。そして、また今皆様より御選任いただき副議長を就任させていただ

く事になりました。改めて、身の引き締まる思いであります。開かれた議会を目指して今まで議員一同培ってきたものはこれからも継続していき、執行機関と議会、住民の方が一丸となり河合町発展のために努力していくつもりであります。また、議長の補佐役としてこれからも皆様のご協力を得ながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） 暫時休憩します。10分間休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 日程第7、各常任委員会の委員の選任を行います。委員会条例第6条第4項の規定に基づき議長より指名で異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしとの声ですので認めます。

それでは指名を行います。総務文教常任委員会の委員として、常盤議員、梅野議員、杵本光清議員、馬場議員、大西議員、疋田議員。

厚生建設常任委員会の委員として、杵本貴司議員、佐藤議員、中山議員、坂本議員、長谷川議員、岡田議員を委員と指名します。

只今、指名しましたとおり選任したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって各常任委員会の委員は、指名しましたとおり選任することに決定しました。

次に、各委員が選任されましたので各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

只今、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務文教常任委員会委員長には、大西議員。副委員長には馬場議員。

厚生建設常任委員会委員長に、佐藤議員。副委員長には坂本議員。

以上のとおり選任されました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 日程第8、議会運営委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。大西議員、佐藤議員、坂本議員、杵本貴司議員、杵本光清議員、馬場議員を指名します。只今、指名しましたとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員には…

（「暫時休憩」という者あり）

○議長（疋田俊文） 暫時休憩。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

各常任委員会に記載漏れがありましたので、もう一度、日程第8号からやっていきます。

議会運営委員会の委員の選任を行います。委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは指名を行います。大西議員、佐藤議員、坂本議員、杵本貴司議員、岡田議員、馬場議員を指名いたします。只今、指名しましたとおりに選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員にはただいま指名しましたとおりに選任することに決定しました。

次に委員が選任されましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 7分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

只今、議会運営委員会において選任されました同委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長には、岡田議員。副委員長には、馬場議員を以上のとおりに選任いたします。

○議長（疋田俊文） 日程第9号、静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを議題とします。静香苑環境施設組規約第5条第1項第2号の規定に基づく、組合議員の選出を行います。

お諮りします。選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による議長からの指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声です。ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。では、指名いたします。

静香苑環境施設組合の議会議員として、長谷川議員を指名いたします。

おはかりいたします。只今、指名いたしました長谷川議員を、当選人と決めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声です。異議なしと認めます。

したがって静香苑環境施設組合議会議員には、長谷川議員が当選されました。静香苑環境施設組合の議会議員に当選されました、長谷川議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出

○議長（疋田俊文） 日程第10号、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題とします。まほろば環境衛生組規約第6条第1項第2号の規定に基づく、組合議員の選出を行います。

お諮りします。選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長からの指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定しました。では、指名いたします。

まほろば環境衛生組合の議会議員として、大西議員を指名いたします。

お諮りします。只今、指名いたしました大西議員を当選人と決めることに、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。したがってまほろば環境衛生組合議会議員には、大西議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合の議会議員に当選されました、大西議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長(疋田俊文) 日程第11号、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についてを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組規約第5条第1項の規定に基づく、組合議員の選出を行います。

お諮りします。選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長からの指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決しました。

では、指名いたします。山辺・県北西部広域環境衛生組合の議会議員として、大西議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、指名いたしました大西議員を当選人と決めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員には、大西議員が当選されました。山辺・県北西部広域環境衛生組合の議会議員に当選されました、大西議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第26号から28号の3議案、承認第1号から承認第7号の7承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） それでは、私の方から今臨時議会に上程致されました、議案第26号から第28号の3議案、承認第1号から第7号までの7承認、合計10案件につきまして、順次ご説明致します。失礼してマスクを外させていただきます。

議案第26号 町長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。このことにつきましては、町長の給料及び期末手当の額について、特例措置として30%削減するために制定するものでございます。なお、この条例は、令和5年6月1日から施行するものです。

続きまして、議案第27号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定についてでございます。このことにつきましては、町長の退職手当について、特例措置として不支給とするために制定するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第28号 河合町税条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、令和5年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されることに伴い、軽自動車税において、いわゆる電動キックボード等に対しての税率を定めるものでございます。なお、この条例は、令和5年7月1日から施行するものです。次の、承認第1号から第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年3

月31日に専決処分いたしました令和4年度河合町一般会計補正予算（第11号）について、説明させていただきます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,010万円を追加し、予算総額を80億8,434万7,000円としたものでございます。第2条繰越明許費の補正につきましては、3ページ上段をお願いいたします。翌年度に繰り越して使用することのできる経費として、3事業の金額を表のとおり定め、合計4億7,601万8,000円としたものでございます。第3条地方債の補正につきましては、3ページ中段をお願いいたします。1事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計6億5,951万2,000円としたものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10、11ページをお願いします。

款2、総務費、項1、総務管理費、目12、財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として、1,054万6,000円減額。同じく、目30、新型コロナウイルス感染症対策基金費では、コロナ感染症対策として受付けた、ふるさと納税寄附金を同基金に積立てるとして、35万2,000円増額したものでございます。款3、民生費、項2、児童福祉費、目6こども園費では、通園バス安全装置について、令和5年度に改めて購入するとして、40万円を減額。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種費の財源である、国庫負担金及び国庫補助金の精算に伴う償還金として、2,069万4,000円を増額したものでございます。続きまして、次のページ12、13ページをお願いいたします。同じく項2、清掃費、目2、塵芥処理費では、清掃工場整備費等について事業費確定に伴い、財源振替を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いします。款15、国庫支出金では、子ども子育て支援事業費補助金で、40万円減額。款22、町債では、清掃工場整備事業で、1,050万円増額したものでございます。以上、歳入歳出1,010万円の増額補正となっております。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年4月14日に専決処分いたしました令和5年度河合町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ2,634万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を77億5,634万3,000円としたものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8、9ページをお願いします。款3、民生費、項2児童福祉費、目6、こども園費では、令和4年度に購入予定であった通園バス安全装置を、

令和5年度に改めて購入するとして、35万円増額するものでございます。なお、この事業につきましては国庫補助金が100%充当されます。続いて款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費では、令和5年度国庫補助金事業として、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するとして、1,192万4,000円増額するものでございます。次の10・11ページをお願いします。同じく目2、予防費では令和5年度国庫負担金事業として、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するとして、1,406万9,000円増額するものでございます。なお、これら新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用につきましては100%、国費が充当されます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。款15、国庫支出金のうち、項1、国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン追加接種費令和5年度国庫負担金分で、1,406万9,000円増額。同じく項2、国庫補助金では保育対策総合支援事業費補助金で、35万円及び、新型コロナウイルスワクチン追加接種費令和5年度国庫補助金分で、1,192万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。以上、歳入歳出2,634万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年3月15日に専決処分いたしました、河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の期間を一定期間延長するために改正を行うものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年3月15日に専決処分いたしました、河合町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。このことにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の期間を一定期間延長するための改正を行うものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続いて承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年3月31日に専決処分いたしました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。このことにつきましては、令和5年4月1日付けの機構改革に伴い、必要となる当該条例の整備を行うものであり、課長相当職として「館長」職を設けるものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでござい

ます。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは、令和5年3月31日に専決処分いたしました、河合町税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。このことにつきましては、令和5年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されることに伴い改正したものでございます。主な改正内容といたしましては、固定資産税に関するものとして、大規模修繕等が行われた、いわゆる分譲マンションの家屋について、課税標準の特例割合を定めるもの、また、軽自動車税に関するものとして、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置を延長するものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。それでは令和5年3月31日に専決処分いたしました、河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。このことにつきましては、令和5年3月31日に公布された、地方税法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い改正したものでございます。主な改正内容につきましては、低所得者世帯における国民健康保険税を軽減する場合の、所得判定基準の見直しであり、国民健康保険加入者数に対する加算額を5割軽減の場合では、1人につき5,000円引き上げ、29万円に、2割軽減の場合では1人につき15,000円引き上げ、53万5,000円にそれぞれ改めるとともに、その他所要の規定の整備を行ったものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上、上程致されました10案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（足田俊文） 日程第12号、議案第26号、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、ちょっと失礼させていただきます。まず、これ町長の月額報酬を減額されるということですが、これ河合町特別職報酬等審議会条例ではあらかじめ報酬を減額される場合、審議会の意見を聞くものとするというふうに条例上規定されています。そのあたり、審議会からの答申とかそういうのを貰っておられるのか。もしくは、この条文の規定をどのように解釈されたのかお答えいただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の給料月額の特例による削減につきまして報酬審議会の手続きの関する考え方でございますが、特別職報酬等審議会条例の第2条では、町長との給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該委員会の意見を聞くこととされておるところでございます。ただ、今回の条例改正につきましては給料の額そのものを変えず、一時的なものとして特例の軽減率をかけるものという考え方で今回こういった手続きは不要であるというふうに考えております。なお、昨年12月16日にあった報酬審議会からの答申の中におきましても、時限的な特例措置としての削減については審議会として意見を述べる立場にないとの記述もございますので、審議会としても同様の考えであると認識しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われた2条の中で、給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該議員報酬との額について審議会の意見を聞くとなっております。いわゆる条例を議会に出す時は、審議会の意見を聞きなさいよというふうに書かれているので、今の解釈は分かるんですけれども、議会に取りあえず条例を出されたということで、本来いるんじゃないかなというのが私の考えなんですけれども、そのあたりの説明をお願いしたいです。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、お答えします。確かに条例の条文上そのような記述になっておりまして、私自身も疑義が残るような部分は確かにございましたので、昨年度開かれ

ました報酬審議会にですね、追加の答申としてそういう暫定的なものとしては意見が、判断していただきまして、意見を申し上げる立場に報酬審議会はないという答えをいただいたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 失礼します、違う視点からの質問をさせていただきます。この条例の文章読んでますと、給料月額が85万から30%カットということに理解するんですが、期末手当についてはどのようになるのでしょうか。その点はこの分でカバーできるのかちょっとその点教えていただきたいんです。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、お答えいたします。今回制定する条例により削減の対象となりますのは、給料に加え地域手当、期末手当も対象となります。これまでの削減は、削減に関する規定のただし書きとして、ただし手当の額の算出の基礎となる給料月額はこの限りではないとしておりましたの、そういった記述を今回設けておりませんので、期末手当も削減の対象となるということでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の議案は、新町長としては一丁目一番地の議案であると理解しており、基本的には賛成する方向で考えておりますが、その上で改めて確認したいのは、今回の給料および先程あった期末手当等、合計すると1年間での結局影響する金額はいくらになると想定してこの準備されているのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の条例改正により、期末手当等含めた給与総額での削減効果額は1年間で447万9,000円となります。ただし、今年度は残り10ヶ月の削減ということになりますので、今年度予算への影響としましては393万9,000円となります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、私の方から質問させていただきます。まずは町長におかれましてはご当選の方、おめでとうございます。合わせてですね、申し合わせにより着席のまま質疑させていただくことをご了承いただければと思います。その上で質問させていただきますが、まずですね、この条例の開始の期間としましてはですね、令和5年から令和9年のいわば任期、全てにおいて給料月額削減、減額率を出しているかたちの条例案でございます。そうなりますと、これは当然のことながら推量の形でございますが、町長が公約として掲げたものそのものをしっかりと実行するんだという意思表示として、私としては評価させていただきますし、その上で住民の方々からですね、いつ出すんだと、その出すタイミングというのは非常に大事だと、そういったかたちでね、しっかりと聞いといてくれやというかたちでね、伺った件でございました。いの一番にね、この一丁目一番地で他の議員も仰ってましたけども出されたというのは、非常に素晴らしい事だと理解しております。その上で伺いたいんですけども、これは国政政党のね、1つの考え方として、所属されている国政政党の考え方に基づいての行っている行為だと、施政だということは理解しているんですけども、これからの4年間の間にその国政政党の方針が変わった場合は、どのようなかたちでこの施政をですね、給与月額の減額の方を考えてらっしゃるのか。このまましっかりと最後までこの金額でいくのか、またその国政政党の方針に基づいて、修正案を出されるのかそういったところの可能性ですね、そちらの方をまず伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 大変ありがとうございます。私の給与削減に関しましては国政政党の趣旨ではなく、私個人が以前から思っている事を公約として掲げさせていただいています。私は、政党の公認をとるまえにまず活動させていただいてる中で、この提案を掲げさせていただいて、それと国政政党の党のかたちとたまたまリンクしただけであって、最終決定は、私個人が皆さんとの公約ということでさせていただいておりますし、今後、減額と自分の任期中に減額というのは毛頭考えておりませんし、私は、この河合町の今の逼迫した財政の元で、やはり自分の身を切っても立て直す、これが私の信念でありまして、それに基づいて減額をまず最初にさせていただいております。まず1つには、初登庁の時も出迎えをさせてもらってないです。それも今の河合町のこの厳しい財政をいかに立て直すかというのが、私の初

登庁の時からの思いであります。ですので今後、私の任期中はこのかたちを崩すことのない、
そういうふうに行っていきたいと思っています。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、2回認められますので追加の質問をさせていただきます。町長のお考えしっかりと受け止めさせていただきました。素晴らしい事だと思えます。しっかりと宣言してきた事をね、しっかりとしていくと、また自己の意思で行っているというところの部分、しっかりと受け止めさせていただきましたんで、判断させていただきます。それに基づいてなんですがね、事務方の方に聞きたいんですけども、この条例の期間としましてはね、町長の任期中全てなんです。これがね、さきほどご答弁いただいた一時的なものなんですか。これは一時的ではないですね。全ての給与の部分の全ての期間に対して報酬月額の部分、月給の部分を増額するというかたちでありますから、本来であれば報酬審議会こういったこともあるかと思ひまして私は前任の議会でも質問を事前にさしてもらってたんです。こんなかたちでよろしいんですか。本来は開くべきじゃないんですか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、今回の提案さしていただいた条例が特例となっておるのは、あくまでも早期にそういった削減を行うために必要な措置として、提案さしていただいたものでございます。昨年、12月16日に答申ありました報酬審議会の意見としまして、付帯意見なんですけれども社会経済情勢の変化が加速している中において、長い期間本来の報酬等の額に関する審議がなされていない状況が好ましいものではないといった答申も意見としてございましたので、そのことを念頭におきですね、今後取組んで参りたいと考えておるところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第26号 町長の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第13号、議案第27号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) では、私の方から質問させていただきます。先の議案、第26号議案と同様です。こちらの方も同じお考えでいらっしゃるのかそこだけご答弁いただけますかまずは、お願いします。

○町長(森川喜之) 議長。

○議長(疋田俊文) 町長。

○町長(森川喜之) 先程の答弁と全く変わりございません。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 手続き上、もう一度お伺いします、同じかたちの。事務方としてもこれは、特別職報酬等審議会ですね、こちらの方の開催の方は先程の解釈の元に行われなかったということよろしいんですかね。

○総務部次長(小野雄一郎) 議長。

○議長(疋田俊文) 小野次長。

○総務部次長(小野雄一郎) 特別職報酬審議会というのは、あくまでも給与の部分の審議なされる機関でございまして、今回の退職手当を不支給とする部分については、所管するかどうかというのはこの場でちょっとすぐには判断つかないございません。ただ、条例の規程ぶ

りにつきましてはですね、今後も検討して参りたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 少し教えていただきたい。先程、町長の給与の時にも他の議員から85万円という数字があったんですけど、傍聴の方も来られてますんでいくら推定されるものが0になると、ある程度の数字っていうのは披露してもうてもよろしいんじゃないかなと思うんですけど、どうですかそのへんは。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 本町の場合、退職手当に関する事務っていうのが河合町で実施しておりませんでして、一部事務組合である奈良県総合事務組合こちらで委託しております、その条例に基づき支給されることとなります。その条例の規程によりますと町長の給与月額5.2ヶ月分が1年に支給される。それが1年間で442万円。それが4年間の任期全てですと条例上は1,768万円になるということでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、この条例も先程言いましたように、町長としては一丁目一番地の議案であると思っておりますので、基本的には賛成で考えておりますがその上で3点伺います。第一には先程出ておりました退職金を0にした時の1年間の影響額が年間で442万円でありましたが、具体的なその運用としていけば結局、予算での退職手当組合負担金というこれを減額するというやり方で影響が与えられるのか。

2点目には先の給与及び期末手当が合わせて1年間効果額は改めていくらになりますか。それをどのように財政運営に反映させるつもりになるんでしょうか。減額補正で歳出そのものを削減するという方向なのか、それとも減額補正した上で財政調整に積むなどして財源として活用するのか、どのようなかたちを今考えておられるのか伺いたいと思います。以上2点は事務方でも結構です。

最後にこれ町長に伺いますが、身を切るという事がこの間言われてまいりましたが、その意味を確認させていただきたいと思います。町長自身の歳費や退職金を削減すること、そ

それをどのように活かすつもりかということ、その上で今回のそういうことと同時に住民に対するメッセージとしては、自らの歳費を削るということであると同時にある意味住民のサービスを削減することもそういうこともいわば覚悟して欲しいというメッセージに繋がる面もあります。そういう点で言うたら本来は、町で自身の歳費の削減と住民サービスに対する影響というのは本来質が違うことやと思っております。改めて、身を切る改革というのはどういう事を考えておられるのかということ伺いたしたいと思います。以上3点質問します。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、3点質問いただきました1点目と2点目についてお答えいたします。まず、退職手当の不支給に伴います財政上の効果額でございますが、これが毎月先程申上げました奈良県の総合事務組合、こちらに払っております退職手当組合負担金これが0になる。町長の係る部分が0になるということでございます。このことは、こういった条例の書きぶりにすると0になるということは、同組合との協議を終えております。

次にその財源の活かし方でございますが、確かに歳出予算をですね減額するだけでは財政指標上の効果っていうのは見込めますが、例えば新たな施策のための財源の確保には繋がらないのではないかと考えておりますので、今後提出いたします補正予算の中でどのような方法が良いのか検討しておるところでございます。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。私の身を切る改革、これはまず自分の給与削減で少しでも財政負担と減らそうというのがまず1つです。あと、ご質問の内容の住民サービスの低下させるとか、そういうことは今考えておりません。ただ、今余分な事業又いろんな節約をしながらまず財政を立直すというのが私の使命だと思っておりますし、それに介して今この5月の1日から各部署に号令を出してしっかりと各財政の立直し又必要なところに必要な資金をまわすようなまず話をさせていただいて、各部署から様々な提案又今の現状を周知させていただいてるところでございます。これから本格的に住民サービスを低下させるんじゃないに財政をまず立直すための方法を身を切る改革と私は言っております。以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先程質問の時に一応年間でどれぐらいの効果に改めてなるかということ
を聞きましたのが先程の答弁受けたらおおよそ両方2つ合わせて890万ぐらいかなと思いま
すが、そういう点でそれを削るとするのは自分の身を削るという意味での身を切ることやと。
ただ、先程言いましたように本来そのことと住民サービスを行政の中での様々な見直しとか
当然金額や中身も違いますから、質が違う、意味が違うとは思っております。構えとしては
大事やと思う。そういう意味でいくとやはり住民の理解をしっかりと得るようなかたちで進め
ることこそ大事やと思っておりますので、その事について改めてご答弁願えたらと思いま
す。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 基本的に住民の皆さんに納得していただける行政づくりということで、
まず考えているのは基本であります。その中で、やはり事業の見直しこれも様々な事業が今
町の方で進められていますし、これから公益負担がより一層増えていく中で、今の町財政で
どこまで対応できるのか、その1つにはやはり住民サービスがこれから低下しないように取
組んでいくというのが私の基本的な姿勢でありますし、行政がしっかりとその将来に向けて
の対応、また今の河合町人口1万7,000人切っている状況でいかに人口増やしていくかそう
いう取組みも含めてしっかりと対応するための施策として今部局の方でいろんな見直し、い
ろんな財政支出を一度見直すということで進めさせていただいてます。住民の皆さんには、
しっかりと河合町が人口の増加また財政の取組みにしっかりとこういうふうに行っているんや
ということを見ていただけるような行政づくりを進めてまいりたいと存じてますのでどうか
皆様方のご理解とまた住民の皆様方のご協力がなければ何も始まらないと、私はこう考えて
おります。まず、一番は住民の皆さん方が安心してこの河合町に住んでいただけるようなそ
ういう町づくりを目指して私は進めてまいりたいと考えておりますので、これからしっかりと
と皆さん方のお話を聞いたり又、住民の皆さん方のご要望お話を聞きながら河合町を進めて
まいりたいと思っておりますので、どうかご理解よろしくお願いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第27号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第27号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定については可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第14号、議案第28号 河合町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

ないですか。

(発言するものなし)

○議長(疋田俊文) 質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第28号 河合町税条例の一部改正については可決されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第15号、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて令和4

年度河合町一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） まず3点伺います。第1点は3ページの繰越明許費の分が3月の議会の時のとは変えられてるわけですが、そういう点では今回の分の繰越す分の事業名及び財政区分がどうなっているか教えて欲しいと思います。もしすぐでなければ資料の提出でも結構ですのでお願いします。

2つ目には基金の積立てでコロナ基金に今回積立てとなっておりますが、ふるさと納税分という説明を伺いました。これは、なぜコロナだったのかということ、基金の目的としてあったのかどうかそのことを伺いたいと思います。

3点目ですが、こども園費の関係で3月4日の補正で繰越明許となっていたのですが、今回改めて、前年度分からのマイナス補正して5月分となっておりますが、なぜそういうことにしたのか取りあえず3点伺いたいと思います。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（新井俊洋） 繰越明許費でございますけども、財政区分などにつきまして現在まだ確定しているものではございませんので、これにつきましては6月議会において繰越明許費計算書というかたちで報告をさせていただく予定となっております。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 私の方からはコロナウイルスの基金の積立てについてお答えをいたします。議員仰られましたようにふるさと納税の目的を明確にしております町内の諸事業に対する寄付、子育て、教育、福祉、そしてコロナウイルス対策支援と5つの目的に区分をしております、そのうちのコロナ対策費用として35万2,000円がご寄付ございましたのでその分を積立しているということでございます。

○子育て支援課長（明平直美） 3点目についてご報告させていただきます。繰越明許を3月にあげさせていただいていたんですけれども、国からの2次補正予算で国家補助金として予算化をされましたので3月にあげさせていただきました。その当時、県の方に繰越しが可能

であるというふうな確認をしたうえで3月補正にあげさせていただきまして、議会承認をいただいたところなんですけども、議会終了同時期に県より年度内設置が出来ないようであれば、一旦取下げをしてもらって新年度に新たに申請をするようにと連絡がありましたので、繰越しを見越して調整をさせていただいていましたので、年度内設置には間に合わない段階だったので取下げの方をさせていただきました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先程の繰越し明許の関係で財源内訳は分かりましたが、特に事業の内容で道路メンテナンスの事業分が少し金額も変わってるので何の分が繰越したかっていうのは事業面としては、教えて欲しいと思います。もし今でなければ、ぜひ資料でも結構ですのでお願いします。次に、同じくワクチンの精算費の分ですけども、これにつきましては2,000万あまりということですが、主なその残った要因というのは何なのかというのを教えてください。それからもう1つ、12ページの衛生費の関係で財源補正として一般財源としてから地方債のほうにとなっているんですけども、これにつきましては基本的にはある一定借金を増やすという方向にもなるわけですので、改めてこれを地方債の変えたのかそしてその事業は何の分をこれに振替えたのか。そして、また交付税参入率はいくらの起債になっているのかその点伺いたいと思います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私の方からは、道路メンテナンス事業についてお答えさせていただきます。当該事業橋梁補修工事でございます。この工事でございますが、年度内に事業が完了したものによる減額ということになっております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 2点目はワクチンの精算費について、なぜこれくらい残ったのかという点ですけれども3回目のワクチンが令和3年の12月から始まりましてということと、年度明けてから令和4年の2月から今度は子どものワクチンの接種が始まったりと追加の方がいろいろありまして1、2回目の接種の時は接種率の方が高かったんですけど

も、その予定で予算計上の方はさせていただいておりました。ただ、3回目の接種からモデルナの交接種も可能になりまして、ファイザーだけっていう方がやっぱり最初は多かったのですが、なかなか年度内の接種率が思うように上がらず、接種率を高い状態で予算を組んでいたんですけども、年度を挟んでの接種もありましたので、2,000万ほど余ってしまいましたので、精算の方をさせていただきます。以上です。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（新井俊洋） 私の方からは12ページ13ページの塵芥処理費の地方債の財源の補正についてでございます。今回、地方債1,050万円増額としているその理由なんですけども、まず、1,000万を越えるある程度大きな金額ということであったことと、借入利率が比較的安い利率で借りられることが出来るという事から今回地方債の増額をしているものでございます。その1,050万の内訳でございますけども、清掃工場整備事業として810万円。山辺・県北西部広域環境衛生組合の負担金として240万円となっております。また、交付税参入率につきましては0ということになっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問させていただきます。11ページ歳出、款3民生費、項2児童福祉費こちらの部品購入費について減額されている40万円のところについてお伺いします。次のですね、承認議案の方で35万円計上されているかたちであります。現在5月12日でございます。これは一旦減額しているわけですね。設置できなかったという事なんですけども、ではいつ設置されたんですかね。安全装置の設置日をお答えいただけますか。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 設置につきましては、今注文をしているところですので、6月中には設置が出来るというふうに聞いております。以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） これ安全装置なんです。前年度の段階で国の方から安全を担保するためにしっかりやっってくださいねというかたちでね、繰越しのかたちでもかまいませんから急いでやっってくださいと、痛ましい事故があった上でのものなんです。それに対して何故こ

れ6月中になってしまっているのか。今現状でもう始まっているわけですね、4月から。こども園はですね、次の年度を迎えているわけですよ。その状態で何故このかたちになっているのか。今現在は安全を担保されていないと判断せざる終えないんですが、どういったお考えなんですかね。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） こども園の方では、スタッフの方での確認の方はさせていただいてるんですけども、安全装置の方の発注の方を今かけている段階でなかなか4月に間に合わなかったってところは大変申し訳ないと思っているんですけども、今早急に発注をかけている途中ですので、6月には設置できるというかたちでしかお答えできないんですけども、その分今運転手、添乗員、また外の方からも園長先生なり職員の方が中を見て確認するというふうに、三重四重に点検の方はさせていただいております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 森川町長に直接おたずねします。衛生費のこの1,050万の地方債、新しく起債するんですけども、これ低利で0.35から0.40というパーセントの金利で借金してるんですけども一方で11ページ見ていただけますか。財政調整基金費の予算が4億1,861万から減らして4億806万5,000円となっております。財政調整基金の枠で残高で1,000万をもうさらに増やせば新たに借金をしなくても良いと思うんですが、この点これは専決ですから、前の町長の時の専決ですから何もそれについてのあれは質問しませんけど、今後このような新たな借金をして低利で、例えば地方交付税の参入が0でも借金してやる方が良いのか、その点だけちょっと教えていただけますか。見解をお願いします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 今後の対応ということでよろしいですか。ケースバイケースの問題だと思えますけれども、出来るだけ借金は増やしたくないというのが本音です。その事業によってやはり借金をしてでも、早急にやらなあかん事業もあると思いますんで、私自身はケースバイケースで取組んでいきたいとそういうふうに思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

(発言するものなし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより承認第1号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて令和4年度河合町一般会計補正予算は承認することに決しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第16号、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて令和5年度河合町一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

○10番(馬場千恵子) 議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 9ページの通園バスについてお伺いします。安全装置の費用ということで令和2年度に購入予定だったのが伸びてきてるってことなんですけれども、先程ご答弁いただいたところなんですけど、この最終40万円で予算上がったのが35万円ですか、それに減った理由をお聞きしたいのと、それとあとどういう安全装置、タイプとしてはどういう装置になってるのかをお聞きしたいと思います。それと合わせてワクチンの追加接種なんですけれども、6回目の対象の範囲はどこになっているのかということと、今送付されているのは何人くらいの方に接種券送付されているのかお聞きしたいと思います。それと、それぞれの印象とかで接種されているというのがあるので、個別接種と集団接種との割合はどのようになっているのかっていうのもお聞きしたいと思います。それと、ワクチンの公費負担とい

うことなんですけれども、来年3月末までということなんです、今後の予定はどのようになっているのか合わせてお聞きします。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） ではまず安全装置40万円から35万円に減額になっているのということですけれども、国の方の補助金の方が1台17万5,000円になりましたという事と、あと見積もりの方とらせていただいた時にその範囲内でおさまっているというところで17万5,000円の2台分の35万円であげさせていただきました。2点目どういう装置であるのかということなんですけれども、内閣府の方が示されている装置の中の1つになるんですけれども、エンジンをつけた時に作動しますという音声が出て、エンジンを切った時に確認をしてくださいという事でブザーが鳴りますので、後ろの方についてあるアラームを止めるところに運転手の方が止めに行くというかたちになります。それで後ろからも子ども達がいなかった確認をするというような装置をつける予定になっております。3点目にワクチンですけれども、6回目の範囲ということなんですけれども対象者になりますが、65歳以上の方全員と医療従事者、基礎疾患の方が今回の対象者になっております。今送付の方させていただいてるんですけれども、高齢者の65歳以上の方に関しましては5,500名送らせていただいています。ただ、医療従事者、基礎疾患のある方もいらっしゃいますので一応今回の対象は6,250名というふうなかたちで名簿の方を用意しております。個別接種と集団接種の割合ですけれども今年今年度から個別接種の方に重きを置くようにということで国の方の指示もありましたのでまず、個別接種の方からスタートをさせていただいて、のちほど集団接種をするっていうところになってるんですけれども、8割方個別接種の方でいっていただきたいってところで計算の方をさせていただいております。ワクチンの予定なんですけれども来年、3月まで今年度まではワクチンの費用の方も無料で出来るというふうな事を言っておりますが、来年度以降の事に関しましてはまだ何も国の方からちょっと示されておられませんので、私達の方も今国の話の方を進めるの見守っている段階です。以上です。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ワクチンの接種なんですけれども65歳以上の方全員ということと医療と基礎疾患のある方っていうことですが、医療関係者以外にも老人施設の方とか保育所の先生とかそういった集団的な業務に携わる方についてはどのようになっていますか。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 医療従事者等というかたちで出されていますので、施設の従事者の方達も入られてますが、保育士さん達の方に関しましては、今対象のほうには入っていないというかたちになっていますので、医療従事者、施設管理者、高齢者施設に働かされている方達の方は対象となっております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（杵本貴司） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 失礼します。杵本貴司です。今課長から詳しく説明ありました、安全装置の方なんですけどもまた後日、全員に資料をいただけたらとありがたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 設置しましたのち写真等つけた資料の方を用意させていただきたいと思っております。

○1番（杵本貴司） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） カタログベースでかまいませんのでよろしくお願い致します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて令和5年度河合町一般会計補

正予算は承認することに決しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第17号、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて河合町国民健康保険税条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて河合町国民健康保険税条例の一部改正は承認することに決しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第18号、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて河合町介護保険条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて河合町介護保険条例の一部改正は承認することに決しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第19号、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

○10番(馬場千恵子) 議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 今回、館長という職を設けられたわけですがけれどもその目的はどういったものでしょうか。

○総務部次長(小野雄一郎) 議長。

○議長(疋田俊文) 小野次長。

○総務部次長(小野雄一郎) 今回、館長職を設けた理由といたしましては、豆山の郷を総合福祉会館という1つの課単位の組織として機構改革いたしましたので、その課長相当職として館長職を設けたものとなっております。

○10番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) その具体的な役割内容についてどのような業務になってますか。

○総務部次長(小野雄一郎) 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 河合町の事務分掌規則16条の2に規程されておりました、総合福祉会館の事務分掌といたしましては、まず1つとして総合福祉会館の管理運営に関すること、そして老人クラブに関すること、そして福祉団体との連絡、調整及び運営に関すること、そして最後に社会福祉協議会との連絡に関することになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は承認することに決しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第20号、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて河合町税条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

（発言するものなし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第6号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて河合町税条例の一部改正は承認することに決しました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第21号、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて河合町国民健康保険税条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

(発言するものなし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより承認第7号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて河合町国民健康保険税条例の一部改正は承認することに決しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(疋田俊文) お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを追加日程第一として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第七十三条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(足田俊文) 以上で今期臨時会に付議されました案件、全て議了いたしました。

よって令和5年第3回臨時会はただ今をもちまして、閉会致します。

閉会 午後0時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 常 盤 繁 範